

【高エネルギー加速器研究機構(KEK)】実習生の受け入れ

大学の学部学生及び高等専門学校の本科学4年生以上に在籍する学生の方は、大学等の指導教員又は機構の受入担当教員の立会いの下で、J-PARC における実習を行うことが可能です。

■対象となる方

「実習生」とは、次の各号に掲げる方のことです。

- (1) 高エネルギー加速器研究機構(以下、KEK)が受入れとなる大学の学部学生
- (2) KEK が受入れとなる高等専門学校の本科4年生以上に在籍する学生

MLF の JAEA 受入れ、CROSS 受入れ、茨城県採択課題に関する実習を行う学部学生の方は、本実習申請の手続きは不要です。

■申請の前に必ず、【実習生の受入れに関する申合せ】をご熟読ください。

実習を希望される方は、あらかじめ KEK の受入教員を定め、この受入教員の内諾を得たうえで申請してください。実習生は、大学の指導教員又は機構の受入担当教員の立会いの下に、実習を行ってください。

期日までに実習申請*1 を行うとともに、入構前手続き*2 を行ってください。

放射線管理区域内での実習の場合は、放射線作業従事者登録の手続きが必要ですので、特に早めに手続きを始めてください。

*1 申請書の提出手順（実習生本人又は指導教員が行います）

申請者は、「学部学生の実習について(申請)」に必要事項を記入し、
実習開始希望日の 1 ヶ月前までにユーザズオフィスへ PDF で提出してください。

【 申請先 】 ユーザズオフィス: メール tokai_kyodo@ml.post.kek.jp

- [実習生の受入れに関する申合せと様式\(PDF\)](#)
- 申請書様式（2 枚目には記入時の注意事項がございます） [日本語（PDF）](#) [日本語（WORD）](#)
（様式を変更しました 2022 年 6 月）

※申請書には、実習の了承を得たうえで大学の学長または学部長の氏名を記載してください。2021 年度より押印は必要ございません。

*2 実習生が行う手続き＜実習開始日までに＞

1. 実習が許可された場合は、申請者(実習生及び指導教員)あてに「実習許可書」を電子メールで送付いたします。(申請後約 1 週間前後かかります)
実習生は、利用者支援システムにおいて「ユーザー登録」又はアカウントをすでにお持ちの方は「用務登録」申請を行ってください。登録完了後、実習生はログインし、実習に必要な各種申請が可能となります。次項をお読みください。
2. 実習生は、ユーザー登録が承認された後、利用者支援システムにログインし、所定の期日までに必要な申請を行ってください。入構申込書の提出、安全教育の受講(全員必須)、放射線作業従事者登録(放射線管理区域内で作業する場合) →詳細は、それぞれのページをご確認ください。